

富山県奨学資金

大学院奨学資金のご案内

<大学事務局用>

富山県奨学資金は、優れた学生及び生徒が経済的な理由によって修学に困難が生じた場合に、修学上必要な資金を貸与するものです。

この大学院奨学資金の貸与、返還その他については、富山県奨学資金貸与条例、同施行規則及び大学院奨学資金取扱要綱の規定に従って行います。

大学院奨学資金の事務手続きは、大学院に在学する者については、すべて大学を通して行うこととなりますので、以下に記載する事項についてご理解のうえ、お取り扱いいただきますようお願いいたします。

令和 8 年 度

1. 貸与の目的

大学院奨学資金は、地域が必要とする高度な専門的技術者・研究者を養成するとともに、富山県における学術研究の推進に役立てることを目的としています。

2. 要件

県内大学大学院に在学する学生のうち、次の要件を満たす者が申請できます。

- ① 県内に住所を有する者
- ② 独立行政法人日本学生支援機構大学院奨学資金の貸与の条件である学長の推薦の基準を満たしており、その学資金の貸与を受けることを希望していたが、貸与を受けることができなかった者

3. 貸与額・貸与期間

- (1) 貸与月額はおおのちのとおりです。

課程区分	入学年度	月 額	募集人数
修士・博士（前期）	令和7・8年度	88,000円	1名程度
博士（後期・医学）	令和5・6・7・8年度	122,000円	1名程度

- (2) 大学院奨学資金は、令和8年4月からそれぞれの課程を修了する月まで、各大学で定められた修業年限を超えない期間に限り貸与します。

博士前期課程から博士後期課程へ進学した場合は、貸与は継続されません。引き続き貸与を希望する場合には、改めて申請する必要があります。

4. 申請手続

- (1) 貸与を希望する学生は、次の書類の提出が必要です。

申請書類は、大学窓口で取りまとめのうえ、県にご提出ください。

① 大学院奨学資金貸与申請書

② 添付書類：住所を証明するもの（住民票など）

本人・配偶者の前年の収入金額を証明するもの（源泉徴収票など）

- (2) 学生からの申請書を受け付ける際には次のことを確認してください。

- ① 申請要件（上記2.要件①、②）を満たしているか。
- ② 記載漏れ、書類の添付忘れがないか。

- (3) 申請には保証人が2名必要です。保証人は、長期間の返還について連帯して債務を負担する能力が必要ですので、次の方はできるだけ避けるよう学生に指導してください。

- ① 申請時において満65歳以上の方
- ② 配偶者

また、保証人のうち1名は、本人及び他の保証人と生計を別に行っていることが条件となります。

5. 推薦

- (1) 貸与者の選考は、概ね次の基準により行いますので、大学ではこれらの基準に合致した学生について推薦書を作成してください。

- ① 学力・素質 大学院、在学した大学における成績及び大学院の入学成績が優れ、将来、教育者、研究者又は高度の専門性を要する職業人として活動する能力があると認められること。
- ② 意 欲 大学院又は大学院入学前に在学した学校等における行動全般を通じ、意志が固く、かつ、責任感が強く、特に研究心が旺盛であること。
- ③ 健康状態 修学に支障をきたさない程度の健康状態であること。
- ④ 経済状態 経済的な理由により修学が困難であること。

- (2) 大学では、推薦する学生の申請書及び推薦書を取りまとめのうえ、次の書類を添付し、

令和8年5月29日（金）までに経営管理部学術振興課高等教育振興係に提出してください。

- ① 大学院奨学資金推薦者名簿（入学年度別・推薦順に記入したもの）
 - ② 各種奨学資金受給状況調書（貸与者の選考にあたっては、申請者が在学する大学院全体の独立行政法人日本学生支援機構・その他の奨学金の受給状況を勘案します。）
- ※②各種奨学資金受給状況調書は、貸与申請がない場合もご提出願います。

6. 貸与決定

- (1) 選考結果は、貸与(不承認)決定通知書により大学を通じ本人にお知らせします。
また、大学には大学院奨学資金選考結果通知書により、推薦された学生の選考結果をお知らせします。これらの通知は、7月中に行う予定です。
- (2) 貸与が決定した学生には、貸与決定通知書と併せて誓約書及び振込口座届の様式を送付しますので、大学の窓口で取りまとめ、ご提出ください。
誓約書には保証人の印鑑証明書の添付が必要ですので、受付時にご確認ください。
- (3) 提出期限は本人が貸与決定通知を受けた日から30日以内です。誓約書等を提出した学生に、大学院奨学資金が貸与されることとなります。

7. 貸与方法

貸与は、原則として毎月、届出のあった口座への振込により行います。ただし、4・5・6・7・8月分は、8月に、それぞれの課程を修了する年度の2・3月分は、2月に一括して振り込む予定です。

8. 届出

- (1) 貸与中の学生が次の①～⑨に該当した場合には、重要事項変更届又は異動届により必ず届け出るよう指導してください。それぞれ証明書類の添付が必要ですので、受付時にご確認ください。

区 分	届 出 様 式	添 付 書 類
① 本人又は保証人の氏名に変更があったとき	重要事項変更届	氏名変更の事実を記載した戸籍抄本
② 本人又は保証人の住所に変更があったとき		住所変更の事実を記載した住民票又は現住所を証する書類
③ 保証人の職業に変更があったとき		雇用者等が発行する在職証明書
④ 保証人が死亡し、又は破産の宣告を受け、その他保証人として適当でない事由が生じたとき	異動届	死亡の事実を記載した戸籍抄本又は除籍抄本 その他事由を証する書類
⑤ 退学し、休学し、若しくは復学し又は退学若しくは停学の処分を受けたとき		学長の証明書
⑥ 返還の猶予を受けている学生が退学し、又は退学の処分を受けたとき		学長の証明書
⑦ 独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金の貸与を受けることとなったとき		奨学生採用通知の写し
⑧ 奨学生が心身の故障により修学を継続することが困難となったとき		公的な医療機関の医師の診断書
⑨ 奨学資金の貸与を辞退するとき		なし

- (2) 貸与を受けている学生が④～⑨のいずれかに該当したことを知った場合には、すみやかに県へご報告をお願いします。
- (3) 貸与を受けている学生は、毎年4月15日までに学業成績証明書を提出しなければなりません。大学事務局で貸与者分をまとめて提出してください。

9. 貸与の取消し・停止

- (1) 次の場合、貸与が取り消されます。取り消されたときは直ちに**借用証書**の提出等、必要な手順の指示してください。
- ① 県内に住所を有しなくなったとき
 - ② 貸与の必要がないほど家計が好転したとき
 - ③ 独立行政法人日本学生支援機構からの貸与を受けることとなったとき
 - ④ 退学したとき
 - ⑤ 心身の故障により修学を継続する見込みがなくなったとき
 - ⑥ 貸与を受けることを辞退したとき
 - ⑦ その他貸与が適当でないと認められるとき（例えば、著しい成績不良）
- なお、貸与を受けている学生が死亡した場合にも貸与が取り消されます。
- (2) 休学・停学の場合、その翌月から復学した月までの間、貸与が停止されることとなります。

10. 返還方法・返還額

- (1) 貸与が終了したときは、返還計画を記入した借用証書を提出し、その返還計画に従って返還することとなります。貸与が終了する各学生には、県から大学を通じ、返還方法について案内しますので、記入の仕方について指導してください。
- (2) 返還方法は、貸与終了後6か月の据置き期間をおいた後、年賦払(6月又は12月)又は半年賦払い(6月及び12月)のいずれかで、原則として口座振替となります。
- (3) 毎年の返還額は、貸与総額に応じ、次のとおりとなります。

貸 与 総 額	年 賦 額	返 還 期 間
400,000 円 以下のもの	40,000円	～10年
400,000 円 を超え 500,000 円 以下	50,000円	9～10年
500,000 円 ～ 600,000 円 以下	60,000円	9～10年
600,000 円 ～ 700,000 円 以下	70,000円	9～10年
700,000 円 ～ 900,000 円 以下	80,000円	9～12年
900,000 円 ～ 1,100,000 円 以下	90,000円	11～13年
1,100,000 円 ～ 1,300,000 円 以下	100,000円	12～13年
1,300,000 円 ～ 1,500,000 円 以下	110,000円	12～14年
1,500,000 円 ～ 1,700,000 円 以下	120,000円	13～15年
1,700,000 円 ～ 1,900,000 円 以下	130,000円	14～15年
1,900,000 円 ～ 2,100,000 円 以下	140,000円	14～15年
2,100,000 円 ～ 2,300,000 円 以下	150,000円	15～16年
2,300,000 円 ～ 2,500,000 円 以下	160,000円	15～16年
2,500,000 円 ～ 3,400,000 円 以下	170,000円	15～20年
3,400,000 円 を超えるもの	総額の1/20	20年

- (4) 返還すべき日までに返還しなかった場合には、その翌日から、年7.3%の延滞利息が課されます。

11. 返還の猶予

- (1) 貸与を受けた学生が、貸与終了後（貸与の取消しを含む。）次の①～④に該当する場合、県に返還猶予申請書を提出することによって返還の猶予を受けることができます。なお、次のとおりそれぞれ証明書類の添付が必要ですので、受付時にご確認ください。

区 分	証 明 書 類	発 行 者
① 貸与終了後、学校等及び大学院その他規則第9条第2項各号に掲げるものに在学しているとき（※）	在学証明書（学生証の写しは不可）	学校等、大学院その他規則第9条第2項各号に掲げるものの長
② 災害	り災証明書又は被災証明書	消防署長又は市町村長
③ 病気及び負傷	病気又は負傷の事実及び程度を記載した診断書	公的な医療機関の医師
④ その他やむを得ない事由	生活保護受給証明書 雇用保険受給資格証明書の写し その事由を証する書類	社会福祉事務所長 職業安定所長

- (2) 猶予期間が1年を超えるときは、1年毎に証明書類を県に提出しなければなりません。

※規則第9条第2項各号に掲げるものとは・・・

- ・専修学校一般課程並びに修業年限2年未満の高等課程及び専門課程
- ・各種学校で修業年限1年以上のもの
- ・大学又は大学院に相当する外国の教育機関
- ・職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校
- ・独立行政法人水産大学校
- ・独立行政法人海員学校
- ・独立行政法人航空大学校
- ・その他知事が特に認めるもの

12. 返還免除

貸与を受けた学生が、貸与終了後、次の①、②に該当する場合、県に返還免除申請書を提出することによって、貸与額の全部又は一部の返還の免除を申請することができます。

区 分	証 明 書 類	発 行 者
① 奨学資金の貸与を受けた者が死亡したとき	死亡の事実を記載した戸籍抄本又は除籍抄本	市町村長
② 奨学資金の貸与を受けた者が心身の故障により奨学資金を返還することが困難になったとき	心身の故障の事実及び程度を記載した診断書	公的な医療機関の医師

事務担当

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

経営管理部学術振興課 高等教育振興係

TEL 076-444-9652 FAX 076-444-4053

E-mail agakujutsushinko@pref.toyama.lg.jp